

掲載日	問合せ内容	回答
4月13日	非常勤講師は本事業に定義する「社会人」に該当するのか。	<p>本事業で言う「社会人」の定義は、公募要領QAの通り「給料、賃金、報酬、その他の恒常的な収入を得る仕事に現に就いている者」とされているため、「アルバイト・TA・RA」と同様に取り扱われ、ここで定義する「社会人」には該当しないものとします。</p> <p>なお、別の視点として、本事業でのフェローシップでは支給対象学生に対して果たすべき義務を求めていますので、それが果たされるのかについても十分確認のうえ申請してください。</p>
4月13日	本学からの大学推薦による民間奨学金を受給（申請）しているが、申請することは可能か。	<p>まずは、本学の奨学金応募先窓口（留学生は学生所属部局、留学生以外は学生・キャリア支援課が窓口）にて、申請してもよいか事前に相談してください。</p>
4月15日	DC2に採択された場合は、フェローシップをやめることになるのか？	<p>フェローシップ採用後研究専念支援金等の受給中に、DC2に採択された場合のご質問と理解しました。</p> <p>おっしゃる通り、受給資格として「独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されていないこと」とありますので、DC2採用開始日に重なる前に辞退をして頂く必要があります。なお、フェローシップ採用後にDCの申請をおこなうことは禁止いたしません。</p>
4月15日	リーディング大学院等で授業料免除を受けている学生がフェローシップに採択された場合、奨学金は受けないとしても授業料免除もなくなるのかどうか？	<p>リーディングプログラム及び卓越大学院プログラムにおいて許可された授業料免除においては、フェローシップ採択されたことにより取り消されることはありません。</p> <p>なお、上述以外において許可された授業料免除については、申請先にご確認ください。</p>
4月15日	本事業で定義されている「社会人」について、「仕事の経験はあるが、現在はアルバイトや親の援助で生活しているケース」は申請資格があるか。	<p>募集要項に記載の「②給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者」に該当するため、本事業の対象外となります。</p>
4月30日	募集要項に「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を受給していないこと」とあるが、奨学金を「給付」しているのではなく、「貸付」の場合も該当するのか。	<p>「受給」ではなく、「貸付」の場合は該当しません。なお、「貸付」申請を辞退することは妨げません。</p>